

地域移行 Q&A

1 地域連携・地域移行・地域展開の違いは？

① 部活動の地域連携って？

複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまで学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するものです。



② 部活動の地域移行って？

地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するものです。学校とも連携しながら、多様な活動を、可能な限り低廉な会費で実施します。



スポーツ庁部活動改革ポータルサイト広報資料部活動の地域連携・地域移行ポスター https://www.mext.go.jp/sports/content/000028262-mxt_ope02-20230328_1.pdf

* 地域展開（下の緑線）

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ 概要①

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に関わる機会を確保・充実**するのが改革の主目的。
(地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要)
※改革を実現するための手法を考える際には、**学校における働き方改革の推進**を図ることや**良質な指導者を実現**することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障**。
- 生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めた、**スポーツ・文化芸術の役割や意義も尊重**する必要。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、**部活動改革も計画的に進められることを期待**。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出**することが重要。
<新たな価値の例>
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校部活動とつながらない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等**を固めて示す必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えたい。②新たな価値の創出により豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

スポーツ庁 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ https://www.mext.go.jp/sports/content/20241220-spt_oripara-000039374_0001.pdf

2 外部指導者・部活動指導員の違いは？

部活動指導員は、学校教育法施行規則に基づき学校設置者が雇用する正規の職員で、部活動の顧問となることが可能です。外部指導者は、部活動指導員以外の指導者で、学校設置者との雇用関係によらず、学校外の指導者等との連携・協力関係のもと、部活動の指導に加わってもらう方を指します。外部指導者の報酬の有無や条件、待遇の取扱いは、各学校設置者や学校の判断となり

ます。

外部指導者は、部活動指導員と比べて柔軟な活用が可能ですが、適切な外部指導者の採用や必要な研修の実施等については、各学校設置者や学校の責任において、判断いただくこととなります。

スポーツ庁部活動改革ポータルサイトFAQ https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00017.html

3 学校部活動と地域クラブ活動の違い

	学校部活動	地域クラブ活動
責任者	学校長	運営主体

4 地域クラブになるには何が必要？

国で検討中です。(前ページの紫線)

5 令和7年までに移行できるの？

スポーツ庁・文化庁では、「令和7年度までに地域移行を達成するという明確な年限は設定せず、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」として設定し、休日の部活動について、各地域の実情に応じて、可能な限り早期に地域連携・地域移行の実現を目指す。」としていますので、本町でも、国・県のガイドラインに準じ、可能な限り早期に地域連携・地域移行の実現を目指します。

Q26 3年間で地域移行を完了しないといけないのですか。

各自治体の検討・準備状況がさまざまであること、部活動指導員の活用を含んだ地域連携の推進など、地域によって多様な進め方が考えられ、また、地方団体からも移行期間を限定しないよう御意見をいただき、令和7年度までに地域移行を達成するという明確な年限は設定せず、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」として設定し、休日の部活動について、各地域の実情に応じて、可能な限り早期に地域連携・地域移行の実現を目指すことを求めることとしています。

スポーツ庁部活動ポータルサイトFAQ https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00017.html

(Q2) どのように地域移行されていくのですか？

(A2) 国のスポーツ庁・文化庁において、部活動の地域移行に向けて「地域移行に関する検討委員会」が設置され、検討が進められてきました。検討会議において、現時点で整理された方向性を取りまとめた「提言書」が、令和4年6月6日スポーツ庁に、令和4年8月9日に文化庁に提出され、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」が策定されました。

そのポイントとしては、

- ・まずは休日の部活動から段階的に地域に移行していくことを基本とする。
- ・令和5～7年度を休日の部活動の地域移行に向けた「改革推進期間」とする
- ・※国は当初、令和7年度末までに休日の部活動はすべて地域移行を実現するとしていましたが、令和4年12月に「可能な限り早期の実現を目指す」と付け加えました。
- ・平日の部活動の地域移行は、実情に応じてできることから推進するとなっており、今後、国では提言書を基にガイドラインの改定を行い、都道府県・市町村は国のガイドラインを基に、地域の実情に応じて地域移行を進めていくこととなります。

兵庫県播磨町 <https://www.town.harima.lg.jp/gakkokyoiku/kyoiku/documents/ikouqa.pdf>